

大同大学同窓会会費に関する規程

(主旨)

第1条 一般社団法人大同大学同窓会(以下「法人」という。)定款第5条および第6条、大同大学同窓会(以下「本会」という。)会則第7条および第9条の会費に関してはこの規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 本規程は会費に関する必要な事項を定め、適正な運用を図ることを目的とする

(会費の種類と納付金額)

第3条 会費の種類と納付金額は次のとおりとする。

- (1) 入会金 20,000 円
- (2) 終身会費 40,000 円

(入会金の納付の時期)

第4条 入会金は大同大学(以下「大学」という。)および大同大学大学院(以下「大学院」という。)への入学後初年度の後期学納金納付時に徴収する。

- 2 再入学試験を経て入学した者については、入会金を納付していない場合に限り再入学後初年度の後期学納金納付時に徴収する。
- 3 編入学試験および転入学試験を経て入学した者については、入学後初年度の後期学納金納付時に徴収する。

(終身会費の納付の時期)

第5条 終身会費は入学年度から最短修業年限の後期学納金納付時に徴収する。

- 2 再入学試験、編入学試験および転入学試験を経て入学した者については、4年次の後期学納金納付時に徴収する。
- 3 委託修了者については、入会申請時に入会金および終身会費をあわせて納付する。

(入会金および終身会費の徴収)

第6条 会費の徴収は、法人代表理事より大学学長に代理による徴収を依頼する。

- 2 会費の納付については、徴収時に一括で納付することとし、分割での納付は認めない。
- 3 委託修了者の会費については、法人理事会の指定した方法により納付する。

(納付金の免除)

第7条 大学および大学院に在籍する一般会員が第4条もしくは第5条に基づき会費の納付が確認された場合については、会費を再度徴収しない。

- 2 飛び級制度による大学院進学者については、前項にかかわらず、終身会費を徴収する。

(入会金の返金)

第8条 納付された入会金は、理由にかかわらず返金しない。

(終身会費の返金)

第9条 納付された終身会費は、理由にかかわらず返金しない。ただし、大学もしくは大学院を退学あるいは除籍となった場合に限り、本人または親族の申請により、終身会費を返金する。

(終身会費の返金手続)

第10条 前条に該当する者が返金を受けようとするとき、原因となる事実の発生した日から30日以内に本会事務局長(以下「事務局長」という。)に申し出なければならない。

- 2 事務局長は前条の事実を確かめるときは、事実を証する書類の提出を求めることができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、執行委員会において審議し、法人理事会において決定する。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、執行委員会において審議し、法人理事会において決定する。

(附則)

第 1 条 この規程は、1994 年 5 月 21 日から施行する。(制定)

第 1 条 この改正規程は、1998 年 5 月 23 日から施行する。(一部改正)

第 1 条 この改正規程は、2009 年 5 月 30 日から施行する。(校名変更)

第 1 条 この改正規程は、2014 年 5 月 24 日から施行する。(一部改正)

第 1 条 この改正規程は、2018 年 5 月 26 日から施行する。(一部改正)

2 2018 年 4 月 1 日以降に大同大学大学に在籍する学生について、改正規程の対象とする。

第 1 条 この規程は、2019 年 5 月 25 日から施行する。(法人設立に伴う部分改正)

2 従前の規定にかかわらず、2019 年 4 月 1 日以降に大同大学大学に在籍する学生について、改正規程の対象とする。